



をゆるめたところ、当該女性が通路に落とした印鑑を取ろうとして前屈みになった時に、前方へ倒れステップの角で腰を強打した模様。

#### (2) 乗合バスの車内事故2

12月12日(水)午前11時20分頃、大阪府において、府内に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せて運行中、バス停で降車扱いのため停車したところ、乗客(女性、78歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が腰椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、バス停に停車する前に車内を確認し、ブレーキをかけたが、当該乗客は停車する前に立ち上がり転倒した模様。

#### (3) 乗合バスの車内事故3

12月13日(木)午後5時20分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、バス停で乗車しようとしていた乗客(女性、82歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客は頭蓋骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗客は、乗車しようとした際、持参していたキャリーバックが当該乗合バスのステップに引っ掛かり、仰向けの体勢で車外に転倒した模様。

#### (4) 乗合バスの車内事故4

12月14日(金)午前9時50分頃、宮城県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客17名を乗せて運行中、バス停から乗車した乗客(女性、75歳)が発車した際に通路に転倒した。

この事故により、当該乗客は腰部圧迫骨折の重傷を負った。

当該乗合バスの運転者は当該乗客が腰を落としたのを室内鏡で確認し、着席したと思い込み発車のアナウンスを行い発車したところ、当該乗客は着座していなかったことからバランスを崩し腰から転倒した模様。

#### (5) 乗合バスの車内事故5

12月15日(土)午後5時55分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せて運行中、信号停車後の発車時に乗客(女性、79歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、終点のバス停到着前に、車内アナウンスにて降車客への案内を行ったが、反応が無かったため乗客がいないと思い、終点のバス停を通過したところ、降車合図ブザーが鳴って乗客がいることに気づき、その場所では降車させることが困難と判断し、付近のバス用の転向場にて降車させる旨乗客に伝え、転向場へ向け運行を再開したところ、当該乗客は立ち上がり、信号停車後発車した際に転倒した模様。

#### (6) 乗合バスの車内事故6

12月17日(月)午前8時50分頃、千葉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、発進した直後に乗客(女性、71歳)が椅子から転落した。

この事故により、当該乗客が腰椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスを後方から乗用車が追い抜いたため、当該乗合バスの運転者は危険を感じて急ブレーキをかけたところ、当該乗合バスの車内左最前席に座っていた当該乗客が、椅子から転落し腰部を強打した模様。

#### (7) 乗合バスがブロック塀に衝突した事故

12月17日(月)午後4時20分頃、長野県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客11名を乗せて運行中、道路左脇のコンクリートブロック塀に衝突した。

この事故により、乗客4名が負傷した。

事故現場は、見通しの良い直線道路で、ブレーキ痕は無く、当該乗合バスの運転者は事故当時の記憶が無い模様。

#### (8) 乗合バスが路面電車と衝突した事故

12月15日(土)午後7時5分頃、広島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客28名を乗せて運行中、路面電車の左前部と当該乗合バスの右ミラーが接触した。

この事故により、当該乗合バスの乗客28名、路面電車の乗客約60名に負傷者はいなかった。

事故当時、当該乗合バスは交差点右折レーンを、右に寄りながら進行した際に、後方より当該路面電車の警笛が鳴ったため停車したところ、接触をした模様。

#### (9) 貸切バスの衝突事故

12月9日(日)午前9時頃、新潟県の高速道路において、石川県に営業所を置く貸切バスが乗客15名を乗せて運行中、当該貸切バスの後輪がスリップし、追越車線側壁に衝突した。

この事故により、乗客1名が右前腕骨折の重傷を負った。

事故当時、道路上にはシャーベット状の雪があり、突然後部車輪がロック状態となった模様。

#### (10) 福祉タクシーとトラックが衝突した事故

12月13日(木)午前11時20分頃、大阪府において、府内に営業所を置く福祉タクシーが乗客7名を乗せて運行中、トラックと衝突した。

この事故により、当該福祉タクシーの乗客7名が骨折、打撲等の怪我を負った。

事故現場は、信号機のある片側3車線の交差点で、当該交差点を右折しようとした当該福祉タクシーと、対向直進してきた当該トラックが衝突し、当該福祉





## 【5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、本年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等を取りまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

### ○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html)

### ○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

#### 1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html))

#### 2. 旅行者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布 ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html))

#### 3. 「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html))

#### 4. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html))

#### 5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布 (<http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf>)

#### 6. 「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置 ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html))

### ○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7月18日公表）

→ 関係通達の改正

([http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html))

### ○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7月18日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供

([http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html))

### ○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」



**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

